

平成28年度第1回市原市男女共同参画審議会議事録

(議事要旨)

1. 日 時：平成28年10月24日(月) 午後1時30分～3時30分
2. 場 所：国分寺公民館 会議室2
3. 出席者：(委員)
高柴委員・羽鳥委員・西山委員・国松委員・川名委員・長谷川委員・
加藤委員・角谷委員・廣瀬委員・川崎委員・山崎委員・鳥海委員・木原委員・
吉野委員
(事務局)
中川企画部長
人権・国際課・・・山形課長、大野係長、大高主任
4. 傍聴人 なし
5. 会議次第
 - 1 開会
 - 2 委嘱状の交付
 - 3 会長挨拶
 - 4 部長挨拶
 - 5 諮問 (仮称) 新いちほら男女共同参画社会づくりプランについて
 - 6 議事
 - (1) 2016(平成28)年版 市原市男女共同参画年次報告について
 - (2) (仮称) 新いちほら男女共同参画社会づくりプランについて
 - 7 その他
 - 8 閉会
6. 議事等の概要
 - (1) 2016(平成28)年版 市原市男女共同参画年次報告について
男女共同参画社会づくりの推進に関する施策の実施状況について、事務局より説明し、意見をいただいた。
 - (2) (仮称) 新いちほら男女共同参画社会づくりプランについて
(仮称) 新いちほら男女共同参画社会づくりプラン骨子(案)について、事務局より説明し、意見をいただいた。
7. 会議経過(別紙)

(別紙) 会議経過

第1回審議会

- 1 開会
- 2 議事
- 3 閉会

【事務局・各委員の紹介、委嘱状の交付】

事務局： 審議会の開会にあたり、事務局から説明します。

当審議会は、市原市情報公開条例第33条により、公開に努めるものとされ、審議会は原則公開となりますが、本日は傍聴人がいないので、その旨報告します。

また、委員名簿の扱いとして、公開の内容は、全委員の氏名と、学識経験者の委員は、肩書き、団体推薦の委員は団体名、公募委員は公募という表記までとなります。住所・電話番号は非公開とします。

議事録については、市原市附属機関等の会議の公開に関する要領第8により、公開の対象となります。議事録は、発言者名を省略し、発言の内容を要約したものとし、指名された委員が承認し、確定するものとします。

本日は、委員数14名全員の方に出席いただいております、半数を超えているので、市原市男女共同参画審議会規則第3条第2項の規定により、本日の会議は成立しています。

会長挨拶： 秋らしい陽気の中、全員の委員に御出席いただき、大変喜ばしく思います。どうぞ活発なご審議をお願いいたします。それでは、皆様よろしくお願いたします。

市長挨拶： 本日は、お忙しい中、第1回男女共同参画審議会に御出席をいただき、誠に(課長代読)ありがとうございます。

市では、男女がともに家庭生活や仕事、地域活動等に参画できるよう、子育て支援や就労環境づくりなどの施策を推進してきたところであり、平成16年には、市、市民及び事業者が一体となって、市の男女共同参画社会づくりをより推進させるために、「市原市男女共同参画社会づくり条例」を制定いたしました。

平成17年7月に本審議会を設置して以来、これまでの委員の皆様には、市の男女共同参画社会づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、御尽力を賜って参りました。

平成19年3月に策定いたしました「いちほら男女共同参画社会づくりプラン」は、本審議会の設置当初より、調査審議していただいたものであり、条例に位置づけられた基本計画として、条例に掲げる理念に基づき、市、市民及び事業者が互いに協働して男女共同参画社会づくりを進めているところです。

昨年度、このプランの計画期間を1年間延長し、現在、平成29年度から平成38年度を計画期間とする（仮称）新しいちほら男女共同参画社会づくりプランの策定作業を進めております。

国は、女性の活躍は経済再生や成長の鍵であり、社会の活性化にとって必要不可欠なものであるとし、女性登用の後押しを目指す「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法案）」を平成27年9月に施行しました。

地方公共団体においても、今後の積極的な取り組みが求められているところであり、本市の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」においても、女性の活躍推進を具体的な施策に位置付け、現在、総合計画についても策定を進めているところです。

本日は、策定作業を進めております（仮称）新しいちほら男女共同参画社会づくりプランについて諮問させていただき、策定までの間、皆様方よりご意見をいただくことで、より良い計画を作ってまいりたいと考えておりますので、御協力賜りますようお願い申し上げます。

平成28年10月24日 市原市長 小出 譲治

事務局： これ以降の議事進行につきましては、審議会規則第3条第1項により、会長にお願いします。

議長： それでは、まず、議事録署名人についてですが、木原委員、長谷川委員の二人にお願いできますか。

【木原委員・長谷川委員了承】

議長： 次第に基づき議事に入ります。

議事（1）2016(平成28)年版 市原市男女共同参画年次報告について、事務局より説明をお願いします。

事務局： 【（1）2016(平成28)年版 市原市男女共同参画年次報告について、資料に基づき事務局より説明】

議長： ただいまの説明について、意見や質問があればお願いします。

委員： 女性の農業への取組みについては、計画策定当時は積極的に取り組んできた人も多かったのですが、直売所も減ってきています。地域によっては、未だに頑張っている取組んでいますが、年齢も高くなってきたことから減ってきているということもあると思います。

- 委員： 新たに取り組む方が少ないため、高齢化が進んでいるのが現状です。
- 議長： 農業については、農産物そのものだけでなく、加工などもあり、取り組みやすいところもあると思いますが、やはり高齢化が大きな問題なのでしょうか。
- 委員： 現在、第 6 次産業化ということも言われていますが、加工となるとそれなりの施設も必要となります。規模にもよると思いますが、起業となると、入口が少し難しいところがあると感じます。
- 委員： JA に頑張ってもらって加工所などもつくっていただきました。解散してしまっただころもありますが、別の形でまた取り組んでいます。
- 委員： 挑戦指標の分析は興味深い点がありました。挑戦指標ではないですが、市役所の係長職が増えていることは嬉しいことです。そういった情報は是非聞かせていただきたいです。
- アンケートの結果では、DV を受けた人が相談する割合が高くなっており、良かったと感じていますが、広報の取組みについて、掲載回数を多くし、紙面を大きくとるなどして広めて欲しいと思います。DV 相談先等、市民が知っていることが重要です。広報誌に何回でも掲載していくことが、一番効果があると感じていますので、今後とも広報に努めてほしいと思います。
- 議長： 相談できる場所があるということは大切です。相談される方が増えると良いと思います。管理職については、法律が施行されたこともあり、見える化をしないといけないため、プラスの進行状況をもう少し盛り込んでもいいのではないかと思います。
- 委員： 現在、市では月に 2 回広報誌を発行していますが、現在の形でなくても工夫して市民の目にできるだけふれるようにしてほしいです。女性たちは特に見えています。それぞれの部門ごとに広報があると良いのではないのでしょうか。
- 委員： いちはら男女共同参画社会づくりプラン総括と課題 P6 基本目標の下「(2) 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保」と記載がありますが、雇用の分野における「待遇」について、女性が家庭から出て働く場合は、正規社員ではなく非正規社員が多いです。その非正規社員の待遇が非常に悪いのが現状です。市原市の取組みだけでは難しいことは分かっていますが、取り組むことによってもっと良くなるができると思います。
- 議長： 国では、同一労働・同一賃金を実現していきたいという方向は打ち出しています。地方自治体が取組むのは難しいと思いますが、それを後押しする啓発等は、市でもできるのではないのでしょうか。
- 委員： 市から県、県から国に声が上がっていくことで、進めていくこともできると思います。

事務局： プラン作りにおいては、啓発というところは重要な位置付けになっております。貴重なご意見ありがとうございます。

委員： 労働局でも、非正規社員の環境の改善に力を入れて取り組んでいます。パートタイム労働法という法律の中に、正社員転換制度というものが明記されているのですが、企業にそういった措置を講じるよう指導しています。

ハローワークにおいても、企業がパートの募集をする際に、正社員の募集にならないのか、あるいは、正社員の転換制度を求人票に記載してもらうよう勧めています。

これから人手不足にもなっていくので、正社員として働けるよう、国全体としても取り組んでいるところです。

委員： 正規社員の給与を落として、その分非正規社員の給与を上げれば人件費も上がらないのではないのでしょうか。行政からそういった指導をしていくと良いと思います。

委員： 正規職員の労働条件を下げることについては、別の問題が出てくると思います。現在、人手不足で企業が求人をしてなかなか人があつまらないこともあり、非正規社員を正規社員にする企業も増えてきています。

議長： 国の第4次男女共同参画基本計画では、男性中心型雇用慣行の見直しというのが中心に掲げられています。いろいろな立場の方がいますが、働き手から見た待遇を考えていくというのは大きな課題になっています。市でできることがあれば、表に出していくことが重要ではないでしょうか。

他に意見がないようであれば、次の議題に入る前に休憩をとります。

【休憩】

議長： 議事を再開いたします。議事(2)(仮称)新しいちはら男女共同参画社会づくりプラン骨子(案)について事務局に説明を求めます。

事務局： 【(2)仮称)新しいちはら男女共同参画社会づくりプラン骨子(案)について、資料に基づき事務局より説明】

議長： ありがとうございます。それでは、企画部長に挨拶を頂いた後に諮問をお願いします。

企画部長： 本日、資料に新しい総合計画の資料も配らせていただきました。10年後の市原市の理想の姿を記載していますが、これは市長と市民が対話をしながらつくったものです。具体的な目標として、「夢つなぎ、ひときらめく 未来想像都市 ちはら～ひとの活躍があらたな誇りを創るまちへ～」となっており、市民それぞれが活躍できるようにということで、人に焦点を当ててつくっています。このことから新しい男女プランについての重要性が高まっておりますので、

よろしくお願ひいたします。

【(仮称) 新いちほら男女共同参画社会づくりプランについて諮問】

議 長： それでは、(仮称) 新いちほら男女共同参画社会づくりプランの骨子(案)について意見や質問があればお願ひいたします。

委 員： 女性が活躍する目線ということで見てみると、市原の特色として、若い世代の転出者が多いとあります。それに関連して、保育所の問題については、女性の仕事の継続、男性の子育てというところで、男女プランでは大きな位置を留めています。市原市の保育の状況についてはどうなっていますか。毎年度状況を把握することは、重要であると思います。

事務局： 私立よりも公立の保育園が多くなっており、待機児童もあると聞いています。ファミリーサポートセンターなど子育て支援は行っているところですが、働く世代にとって保育所の問題は大きいと認識していますので、このプランの中にしっかりと入れていきたいと考えております。

※会議後追記 (平成 28 年度 保育園等の状況)

- ・市内保育所・保育園数 24 箇所 (うち市立 17 箇所 私立 7 箇所)
- ・待機児童数 14 人
- ・市内幼稚園数 26 箇所 (うち市立 6 箇所 私立 20 箇所)
- ・市内認定こども園数 3 箇所 (私立)

議 長： 保育環境の整ったところに転居するというのは、少なくないと思うので、是非取り上げていただきたいと思います。

企画部長： 保育所の数等については、後日報告いたします。現在、幼稚園・保育園の再編を進めているところです。保育所については、市立の保育所は老朽化しているところもあるので、建て替えをすすめるべきところと、それ以外のところは民間の保育園でやっていただくことを考えています。また、市立の幼稚園について、質と量を確保するために数園こども園化を進めております。待機児童については0歳から2歳が多いので、それをカバーするための施策を進めているところです。

委 員： 保育については、延長保育や病児保育のこともあり、細かく考えている県内の市もあります。子どもに関する問題については、きめ細かく対応をお願いしたいと思います。

委 員： 孫が出来たこともあり、夫が市民大学で、子育ての関係について学んでいるのですが、そこで、保育所等いろいろなところに見学に行くなどして、とてもすばらしいことをやっているということ聞いて、私も認識を新たにしました。

資料を見ても、多くのことに取り組んでいるにも関わらず、伝わっていない部分があるのではないのでしょうか。

議長： もう少し周知、広報に工夫をして取り組んでいただきたいと思いますということであると思う。また、保育の部分については、きめ細かく是非力を入れて取り組んでいただきたいと思います。

委員： 友人や職場の中に、不妊治療をしている方がいます。基本目標7「男女の互いの性の理解と生涯にわたる健康な生活の確保」の施策の方向で、「(2) 妊娠出産等に関する健康を支援する環境づくりの推進」とありますが、この妊娠出産“等”の中に不妊治療は含まれているのでしょうか。育児休業や介護休業については社会の理解が進んできていますが、不妊治療については休暇をとることなど、大変な苦勞があることを聞いています。表現を表に出す等、できるのであればお願いしたいと思います。

事務局： 現行のプランの中にも同じ施策の方向がありますが、事業の中で、「妊娠、出産、不妊に関する情報提供」という表記にとどまっています。貴重な意見であると考えていますので、担当課に確認しながら対応を図ってまいります。

委員： 県の保健所では、助成する事業は行っていますが、最初は産婦人科に行くことが多いので、そこで案内をしてもらっていることが多いです。助成については全額ではなく、また所得によっては対象外になる場合もございますが、実際に治療をしていただいた後に、支払いを行っています。職場での休暇については、新たな問題であると思います。金銭的な援助は実施していますので、市でも広報いただきたいと思います。

議長： 時間も迫ってまいりましたので、ここで終了とさせていただきます。委員が本日資料をもってきたということなので、その説明をお願いします。

委員： プランにも関わることなので説明をさせていただきます。

【平成29年1月に施行される育児・介護休業法の改正内容について説明】

プラン骨子案の基本目標5の主な施策の中に、「妊娠・出産・子育てまでの切れ目の無い支援の推進」とありますが、法律においても広がってきていることを理解いただきたいと思います。

【その他、女性活躍推進法に関する認定について説明】

議長： ありがとうございます。次回の日程について事務局から提案はありますか。

事務局： 次回は、12月中旬から下旬に新プランの素案について、審議いただきたいと思います。日程が決まり次第、改めてご連絡いたします。

議長： 今日出た意見につきましては、是非反映させていただきたいと思います。本日の議事については、承認ということでよいでしょうか。

【委員承認】

議 長： それでは、本日の議事を終了いたします。進行を事務局にお返しします。

事 務 局： 本日は長時間にわたり、ありがとうございました。

以上をもちまして、平成 28 年度第 1 回市原市男女共同参画審議会を終了いたします。ご協力ありがとうございました。